

広島県告示第八百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、三原市久井町下津所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤田雄山

字	上欄	下欄
地	欄番	字
明神山	三三二六の二、三三二六の三並びに字荒神沖六 六四の一部に隣接する道路である市有地の 一部	荒神沖
荒神沖	六六四の一部、六六五の一の一部及びこれ らの区域に隣接介在する道路・水路である 市有地の一部	明神山
広隅	一〇六〇の一、一〇六〇の二及びこれらの 区域に隣接する水路である市有地の全部	高根沖
高根沖	一二四六の一の一部、一二四七の一部、一 二四八の一部、一二四九の一部、一二五〇 の一部、一二五一の一部、一二五二、一二 五三の一部、一二五四の一部、一二六一の 一部、一二六二の二の一部、一二六二 の一部、一二六三の一部、一二六四及びこ れらの区域に隣接介在する道路・水路であ る市有地の全部並びに一二四三の一部に隣 接する道路である市有地の全部	鶴ヶ峰